

コリアン学生学術文化フェスティバル2007

# 『日本における外国人入居差別について』

～在日朝鮮人の入居差別の実態と問題解決の課題にむけて～』

留学同兵庫 神戸学院大学支部協議体グループ論文

洪京華

李裕香

高民雅

本論文は以下のような構成になっている。

## 1. はじめに

## 2. 関連法規・条約について

- 2.1. 在日外国人と条約
  - 2.1.1 国際人権規約
  - 2.1.2 人種差別撤廃条約
  - 2.1.3 東アジア居住福祉宣言
- 2.2 日本国憲法との関係
  - 2.2.1 外国人の人権享有主体性
  - 2.2.2 法の下での平等と「合理的な理由」
  - 2.2.3 人権規定の私人間効力
- 2.3 私的自治の原則
  - 2.3.1 私的自治の原則の壁
  - 2.3.2 私的自治の原則と人権の衝突

## 3. 入居差別事件の実態について

- 3.1 大阪入居差別事件
- 3.2 奈良入居差別事件
- 3.3 尼崎入居差別事件
- 3.4 大阪弁護士入居差別事件
- 3.5 京都入居差別事件

## 4. 考察

- 4.1 司法の流れ
- 4.2 監督官庁の責任問題について
- 4.3 事件発生から裁判への道のり

## 5. 入居差別問題解決にむけて

- 5.1 差別根絶に向けての取り組み
  - 5.1.1 差別意識根絶に向けて
  - 5.1.2 国へのアプローチ
  - 5.1.3 行政へのアプローチ
  - 5.1.4 不動産業界(家主含む)へのアプローチ
  - 5.1.5 外国人の入居差別根絶に向けての全国的な「総合支援センター」を設置することについて
- 5.2 間接的な解決策としてのサポートシステムの実態と課題について
  - 5.2.1 外国人のための住まいのサポートシステムの現状
  - 5.2.2 在日朝鮮人のための住まいのサポートシステムの現状

## 6. おわりに

## 7. 添付文書

- 7.1 質問及び要請書
- 7.2 各都道府県の監督官庁となる担当部署
- 7.3 外国人を理由とする入居拒否を違法ではないとするサイトへの抗議文

## 8. 参考文献

## 1. はじめに

現在日本には多くの外国人が生活している。在日朝鮮人をはじめとする、植民地支配の結果日本での生活を余儀なくされた旧植民地出身者及びその子孫、移住労働者やその家族、難民などその背景は様々だが、これら在日外国人の数は90年代以降急激に増加している。

日本の外国人登録者数の変化を見てみると、1980年は約78万人、1990年には約107万人と10年間で約30万人増加している。さらに10年後の2000年には約168万人になり、約60万人増加している。それ以降は年間で約6～10万人ずつ増加し、2006年末までに約208万人が登録され、日本の総人口の1.6%を占めている。またそれ以外にも「アンドキュメント」の外国人や、民族的マジョリティである日本国籍を取得した在日朝鮮人も増加しており、実際の在日外国人の数はこれよりも多いことが予想される。

現在日本に居住する外国人のうち、韓国・朝鮮人は約61万人と全体の約32%程度を占めているが減少傾向にある。中国をはじめとする韓国以外のアジア出身者は増加しており、全体の42%を占める。そして約18%が南米出身である。また在留資格から見ても、永住者、定住者、配偶者など、日本社会に根づき定住している外国人が全体の約65%、約125万人に達している。\*1

このように日本は着実に多文化・多民族社会への道を辿っているにもかかわらず、日本政府は外国人を「外国人登録法」と「出入国管理及び難民認定法」によって「管理」する対象としか見ていない。外国人であるということで社会福祉や就職、入居など社会参画においても制約を受けており、日常生活のあらゆる場面でいまだに差別が後を絶たない。外国人がマイノリティとして生活していく上で最低限必要な「基本的人権」が十分には保障されておらず、いまだ深刻な人権侵害が起きているのである。

これらの人権問題の中で、私達は外国人の入居差別について調査することにした。

「衣食住」という言葉があるが、衣・食が生物的な生存そのものに関わるのに対し、住とは人間の社会的生存に関わるものである。よって入居差別というものは、地域社会そのものからの排除という側面をもった差別だといえる。

様々な外国人入居差別の実態の中でも今回は特に在日朝鮮人のケースについて調べた。

戦前から朝鮮人たちは住宅の入居を断られ、湿地帯など本来住居に適さない場所に移り住まされたり、割高の朝鮮人下宿などで暮らさざるを得ない状況に追い込まれたりしていた。同一労働民族差別賃金で搾取され、居住費で搾取の上乗せをされていたのである。たまたま家を借りられた場合でも、同じ境遇の同胞と不便さをしるんで同居状態になることが普通で、一戸あたりの居住者数が際立って多い状態が常態化していた。その結果『朝鮮人に家を貸すと大勢が入居して家屋が傷むから貸せない。』という理由でも家主に入居を拒否されるようになってしまった。戦前の話に限らず、阪神・淡路大震災の時に外国人の被害率が高かったことは、外国人が日当たりも悪く生活環境もよくない劣悪な住宅に住まざるを得ない状況にあった現実を示している。

このようにもっともらしい言い分で貸し手が入居を断る差別は現在も続いており、その方法はより陰湿かつ巧妙になって、一般化しているのが現状だ。

今回の論文を通して、在日朝鮮人をはじめとする外国人に対する入居差別の根絶に向けた是正のための課題について述べていく。

## 2. 関連法規・条約について

### 2.1 在日外国人と条約

#### 2.1.1 国際人権規約

国際人権規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」(いわゆる「国際人権A規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」(いわゆる「国際人権B規約」と呼ばれるもの、そして「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」（B規約の選択議定書）によって構成される。1979年に日本は国際人権規約A規約及びB規約を批准している。

まず、国際人権A規約において、2条2項の「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障する」こと、そして4条の法律による外国人への権利の制限は、「権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみ」であることが重要である。日本には国際人権A規約及びB規約を批准しているため、これらを国内において実施・遵守する義務があるが、国際人権B規約の第一選択議定書を批准していないため、国際人権規約違反に対する個人通報の権利は保障されていない。これによって、日本の裁判所の判断に対する不服を国際人権委員会に訴えることはできないこととなり、本当の意味で実効性があるのかは疑問が残るところである。

#### 2.1.2 人種差別撤廃条約\*2

人種差別撤廃条約は、日本は1995年12月に批准し、1996年1月に発効している。この中で、人種差別とは「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」(1条)とし、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」としている。

そして、「締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する」(5条)とし、その権利の列挙の中には、「住居についての権利」が含まれていることから、賃貸借で国籍による拒否等を行うことは日本が批准した人種差別撤廃条約に違反した行為であるといえる。

この人種差別撤廃条約の実施措置としては、報告制度(9条)、国家通報制度(11-13条)、個人通報制度(14条)が挙げられる。報告制度とは、締結後1年以内、その後は2年に1度又は委員会の求めた時に、国内の実施状況の報告書を人種差別撤廃委員会へ提出することが義務付けられている制度である。国家通報制度は、他国の不履行を通報する制度であるが、現在までのところ利用されていないようである。個人通報制度は、14条を承認した国のみ、個人又は集団による委員会への通報が認められている制度である。

### 2.1.3 東アジア居住福祉宣言\*3

この宣言は2005年11月3日の第5回日中韓居住問題国際会議奈良大会において採択された。

「安全に安心できる居住は人間生存の基盤であり、基本的人権である」と始まるこの宣言では、居住に関するあらゆる差別を禁止することが、居住福祉の中心課題であると提起されている。

宣言の2項の、「社会的排除と居住に関わる差別の禁止」の部分には、「人種・国籍・社会的出身の異なる人々や社会的に不利な条件の人々、とりわけ高齢者、子ども、障害者、母子家庭、傷病者、低所得者、被災者等に必要な住宅保障がなされず、社会的に排除され、不適切な居住が強いられている。こうした居住差別は、禁止、解消されなければならない。各国政府が承認した国連社会権規約等の国際上の取り決めに従い自国の法律を整備し、自力では居住確保の困難な人々を含めすべての人々に、居住を保障しなければならない。それが、居住福祉の中心課題である。」とある。

居住の権利は国際的な動向であり、国際的な連帯によっても大きく前進するべきである。

### 2.1.4 条約の国内効力に関して

条約とは、文書による国家間の合意をいう。それでは、条約には国内法的効力が認められるのだろうか。

通説によれば、たしかに憲法98条の列挙事由からは条約は除外されているが、憲法は、条約を誠実に遵守することを定め(98条2項)、法律や政令と同じように、天皇によって公布されるべきものとしており(7条1項)、条約は国法の一形式として認められているので、公布されることによって国内法的効力をもつと解されている。そして、国内法的効力をもつとされるのならば、条約と法律の優先順位も問題となるが、通説によれば、条約が法律に優先すると考えられている。\*4

以上が、理論上の条約の国内効力であるが、実際のところはどうなのであろうか。まず、行政見解としては、「実務において条約はずっと以前から日本の法制の一部を構成するとされてきており、それに相応する効力を与えられてきた」、「まれな場合、関係国内法が見出せないことがある。このような場合には、裁判所は直接その条約を援用し、条約の規定に基づいて判決を下す。もし、裁判所が国内法と条約の不一致を発見した場合は、条約が優位する」としている。\*5

では、判例ではどうだろうか。国際法を積極的に直接適用した判例も少なからず存在し、消極的な裁判例においても、国内裁判所による直接適用が可能であることを前提として、条約や慣習国際法を直接解釈している。\*6 また、近時では、「・・・条約も、国内法に受容され国内において法としての効力を持つことが承認された以上は、国内法とおなじように、直接適用可能であることが『推定』されてしかるべきではないだろうか」との条約直接適用肯定説が有力となっている。\*7

このように、近時は条約が国内における条約直接適用肯定の流れになってきており、国内裁判所でも活用することができることは確認されている。それにも関わらず、十分な効果が得られないのは、裁判官が条約を用いようとしないうことと、個人通報を可能にする条約を批准していないことが原因として考えられる。前者に関しては、裁判官が日本国憲法のみを遵守しようとする風潮が存在し、判例主義といわれる日本において、国内法に基づいた判例を好んで引用するケースが多いからである。このことは、日本国内の実務家の国際人権法の判断が本来の趣旨に即した判断に達すれば、日本国憲法ともあいまってさらに強力な人権擁護につながるといえる。

また、後者の問題が打開されれば、個々の通報に対して条約に即したより妥当な判断が可能になるといえる。したがって、個人通報制度を可能にする諸条約の早期批准が望まれる。

## 2.2. 日本国憲法との関係

### 2.2.1 外国人の人権享有主体性

外国人は、憲法上日本人と同等の扱いを受けることができるのであろうか。日本国憲法の第3章の表題が「国民の」となっていることから考えるに、日本国民ではない外国人には人権規定は適用されないのではないかと。

しかし、日本国憲法の前文に照らしてみると、外国人の人権を保障する方がより憲法の理念を反映していると考えられる。このような考え方を基礎にし、外国人の人権享有主体性に関して明確な基準を打ちたてたのが、「マクリーン事件」(最判昭和53.10.4)の判決である。<sup>\*8</sup> 最高裁は、「権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても、等しく及ぶべきものと解するべき」という見解を示し、いわゆる「権利性質説」を採った。したがって、通説・判例の権利性質説を採る以上、外国人の人権は「人権というものは、人が人である以上、当然に認められる権利」であるので、人として享有する人権は外国人であっても認められるのである。

しかし判例では、「さらに、外国人であるということは、日本国民とは明らかに異なるから、その権利の制約は、日本国民とは異なる制約がなされる合理的な理由がある」として、外国人の人権を制約しているのが問題となっている。

### 2.2.2 法の下での平等と「合理的な理由」

権利性質説は、「権利の性質によって、保障される権利と保障されない権利がある」とし、「外国人は日本人とは異なるから、異なる扱いも合理性があれば許される」として、人権制約の合理性も述べている。<sup>\*9</sup>

人は原則的に平等ではあるが、具体的な各人は、経済的、社会的その他種種の事実関係上の差異が存する。その差異を無視して一律に法規の適用を平等にしてしまうと、逆に人権侵害を招来してしまう。したがって、法規の制定またはその適用の面において、平等ではない取り扱いをする場合は、法規を形式的に適用すれば、かえって不平等を招来してしまうような場合などの、一般社会通念上合理的な根拠がある場合にのみ、認められるのである。

### 2.2.3 人権規定の私人間効力

賃貸借の多くは私人間で行われるものだが、憲法は本来対国家的な権利を保障したものであり、私人間には立ち入らないというのが大原則である。

しかし、いくら私人間には介入しないとはいえ、私人間における人権侵害に対し憲法が一切役割も果たさないことは妥当とは考えられない。たとえば、明らかに合理的な理由のない入居差別に対し、憲法が無力であるべきではない。

そこで、「私的自治の侵害をしない」と「私人間の人権侵害への対策」の両者のバランスをとるべく、私法の一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用していく方法が今日ではとられている。最高裁は、有名な「三菱樹脂事件」(最判昭和48.12.12(民集27 巻11 号1536 頁))の判決主文において、「憲法の右各規定は、同法第3 章のその他の自由権的基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」としながらも、「私法支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えたときは、これに対する立法措置によってその是正を図ることが可能であるし、また、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法一条、九〇条や不法行為に関する諸規定の適切な運用によって、一面で私的自治の尊重をしながら、他面で社会的許容性を超える限度の侵害に対し、基本的な自由や平等な利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである」\*11とし、いわゆる間接適用説を採っている。このことから、間接適用の手段をもって憲法の人権規定を外国人の私的な紛争に適用することも可能であると考えられる。

## 2.3 私的自治の原則

### 2.3.1 私的自治の原則の壁

賃貸借の私法関係においては一般に私的自治の原則が徹底されている。賃貸借の際の賃貸人は自らが所有する不動産を誰に貸そうが自由であることは、資本主義における大前提であり、当然であるように思われる。しかし、それを徹底すれば、賃貸人のように相手方よりも強い立場にある者の横暴をも認めてしまうことになり、結果として社会的弱者に対する差別が生じてくるのも確かである。

憲法は本来、私人の行為ではなく、国家権力の行為を制約するものなので、これを私人の行為の制約に使うと、国家が国民の人権を制約することを許してしまいかねない危険性がある。よって、私人間においては、憲法を直接適用するのではなく、私人間を規律する民法の不法行為ないし公序良俗違反とは何かを解釈する場合に、憲法の趣旨を念頭において解釈し、人権侵害を司法上違法としようという、間接適用説に陥るのである。

### 2.3.2 私的自治の原則と人権の衝突

このように、私的自治を徹底することがかえって社会的弱者の権利を不利にすることは多くある。そこで、全てを私的自治というだけで済ませず、個々の事情に合わせる必要がある。合理的な理由のない入居拒否に関しては私法の解釈だけでなく、憲法における人権規定の間接適用し、関連国内法が存在しない場合は条約を直接適用することによって私的自治に制限をかけていくべきである。

## 3. 入居差別事件の実態について

以下、事件の詳細については便宜上箇条書きとする。

### 3.1 大阪入居差別事件(裴健一さん)

事件発生日：1989年1月

入居拒絶者：家主

事件の詳細：在日韓国人である裴さんが不動産仲介業者を通じてマンションの賃貸を申し込み、手付金なども支払った後、家主から韓国籍であることを理由にして入居を拒否された。家主を相手方として、賃借権の確認及び建物引き渡しを求め、また、差別的な入居拒否が不法行為にあたるとして、損害賠償を求めると共に、大阪府に対し、宅地建物取引業法に基づく監督義務違反による損害賠償を求めて本訴に及んだ。

裁判の有無：有り 判決日 1993年6月18日(大阪地裁)

提訴相手：大阪府・家主・T不動産・K不動産

判決の内容：3つの争点

原告と被告らとの間で賃貸借契約が有効に成立したか否か。

被告らの不法行為の成否

被告大阪府の損害賠償の有無

判決結果：原告の主張を一部認容、一部棄却

争点 については、「本件賃貸借契約を前提とする原告の有権代理及び表見代理の主張は採用しない。」とし、原告の主張を退け、賃貸借契約は有効に成立しなかったとした。

争点 については、「各基本的人権の保障規定は、対公権力関係の規範であって、私人相互間の法律関係に直接適用されるわけではない。」また、「国際人権規約の各規定が国内的効力を有する法源として機能するのは、国ないし地方行政機関がその趣旨に沿った立法行政上の措置を取るべきことを要請する面にとどまり、私人相互間に直接作用するものではないものと解される。」とし、憲法の人権規定及び国際人権規約の適用を否定した。

ただし、原告が契約成立を信頼したにも関わらず、合理的な理由なく契約締結を拒否したことが信義誠実の原則に反するとし、民法の不法行為責任に基づき、被告に慰謝料を求め、原告の請求を一部認めるかたちとした。

争点 については、「憲法及び国際人権規約は、原告主張の意味での大阪府知事の宅建業者らに対する規約監督権限の根拠規定になるものではない」とし、被告大阪府に対する原告の請求は理由がないとされた。宅建業法の「公正な取引」を「経済的な公正」に限定し、本件では不当な敷金などを要求したわけではないので、府には指導監督する前提がなかったとしたのである。

考察： 憲法及び国際人権規約の適用を否定した。

外国人であることを理由とした入居拒否には合理的な理由がないと明示された。これにより、民間の賃貸契約の場合、入居者の選択は事実上の家主の自由裁量に任されていたが、賃貸借契約のあり方にも影響を与えたといえる。

判決が信義則違反を認めたのは、原告が既に手付金を払っていたからで、この段階は契約締結前というよりも契約締結段階に至っている。したがってこの段階に至れば、単なる第三者に対するものよりも、それ以上に信義則が支配するという民法上の理論に基づいている。

### 3.2 奈良入居差別事件(金考至さん)

事件発生日：1991年7月

入居拒絶者：家主・仲介業者

事件の詳細：当時仕事の都合で大阪府堺市に住んでいた金さんは、奈良県橿原市の近鉄八木駅から橿原神宮駅にかけての4軒の不動産仲介業者から、外国籍を理由に入居を拒否された。

裁判の有無：なし

その後の運動：この入居差別事件に関して、金さんの父が通う夜間学校の先生たちからかかってきた、『みんなでこの問題に取り組みたい』という電話がきっかけとなり、「奈良・入居差別を考える会」(以下「考える会」と略記)が発足した。そして、総連・民団と3つの夜間中学に協力を要請して、奈良県内における入居差別の実態調査をすすめると同時に、4軒の家主と業者に「質問と要請」文書を発送した上で個別に話し合い、納得したうえでの「謝罪」をとりつけた。

また、考える会が県下の3つの夜間中学の協力を得て、当該斡旋業者と家主に確認調査をした結果をみると、契約者本人と連帯保証人に「住民票」を要求するだけでなく、「入居申込書」に「本籍地」欄とは別に「日本国籍 有・無」欄を併記した書式や、「本籍・国籍」欄を設けている書式の存在が判明した。

同時に、奈良県土木部建築課にもはたらきかけ、1992年2月20日には県知事に、「質問と要請」書を提出した。具体的な「質問と要請」書と県の回答は6.1 添付文書に書した。県の回答は、今回の入居差別事件に対し即効性のある具体的対応は何一つ盛られていない漠然としたもので、行政による対応の限界が明らかになったといえる。

### 3.3 尼崎入居差別事件(李俊熙さん)

事件発生日：2003年10月18日

入居拒絶者：家主

事件の詳細：尼崎市内で結婚を控えた在日韓国人夫婦が、不動産店舗内で希望物件を申し込んだところ、家主に断られた。家主は申込書の本籍欄を見るや『うわー韓国かー』『前に韓国の人に貸して塀とか柱を青やピンクに塗られてリフォームするのに大変やった』と発言した。その日の夕方には仲介業者を通して、外国籍であることを理由に契約を断ってきた。またその後の裁判で、拒否理由を「猫の飼育を希望していたため」とすりかえていた。

裁判の有無：有り 第一審判決日 2006年1月24日

控訴審判決日 2006年10月5日

提訴相手：家主・仲介業者

判決の争点： 被告家主の不法行為責任の成否

仲介業者の不法行為責任

判決の内容：

争点 について、家主は「韓国籍であることを理由に入居拒否した」と認定して、不合理な差別であり、「憲法14条1項違反にあたる」と判決した。

判決の結論として次のように述べている。

#### ・一審判決

「国籍を理由として賃貸契約の締結を拒否するものといえるから何ら合理性を有しないものとして、憲法 14 条 1 項の禁止する差別に当たるといえる不合理な差別であって社会的に許容しえる限度を超えているというべきである。」

#### ・二審判決

「国籍を一つの理由とするもので、憲法 14 条 1 項の趣旨に反する不合理な差別であり、社会的に許容される限度を超える違法なものというべきである。」

争点 で、仲介業者には、依頼である家主において入居希望者が外国人であることを理由に賃貸借の契約を拒絶しようとした場合に、その撤回を求めて働きかける義務に言及した。

判決では、家主と共謀して賃貸契約を拒否したことを認めるに足りる証拠がないとして仲介業者への請求をしりぞけた。(仲介業者への撤回を働きかける義務責任については、一步踏み込んだ判決をしており評価できると考える。)

考察： 国籍による入居拒否は不合理な差別と認定した。

外国籍を理由とする入居拒否は憲法 14 条違反と明言した画期的な判決であるといえる。

二審判決で、「家主が賃貸契約の際、問題にしているのは、猫飼育を認めれば、退去時にリフォームのことで争いが生じることになるから、猫の飼育は認められないということであり、その理由を説明するのに前貸借人の例を取り上げたにすぎず、その発言や対応の中に原告に対する差別意識が表された点があったとは認めがたい」としている。家主の民族差別発言を容認した判決とも捉えられる。

備考：2004 年 6 月 18 日に裁判闘争を支える「尼崎入居差別訴訟を支える会」(以下、「支える会」と略記)が発足した。

支える会は以下のような活動を行っている。

できるだけ多くの人に入居差別のことを知ってもらい、“みんなの裁判”になるように会報作りやパンフレット作りをすすめていく。

法廷の中だけの取り組みに終わらず、法廷の外でも多くの人々の声を集めみんなの力で問題解決する取り組みをすすめていく。

交流会、学習会などを持ち、入居差別をなくし居住権の確立を実現させていく。

### 3.4 大阪弁護士入居差別事件(康由美さん)

事件発生日：2005 年 1 月

入居拒絶者：家主

事件の詳細：弁護士である康さんが友人とともにマンションを借りようと、ある物件について仲介業者に依頼したところ、家主に断られた。

裁判の有無：有り

提訴相手：家主・大阪市

裁判内容：

原告側の主張

家主に対しては、憲法 14 条 1 項のほか、国際人権 A 規約・人種差別撤廃条約の平等権規定・人権差別禁止規定に違反すること、社会権規約にいう「相当な居住」についての権利が侵害されたとして、家主に損害賠償を請求した。

大阪市に対しては、人種差別撤廃条約2条1項の「各締約国は、すべての適法な方法(状況により必要とされるときは、立法も含む)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる義務を負う」に違反していると主張した。

#### 被告側の主張

家主の主張によると、入居拒否は国籍によるものではなく、もともとファミリー物件であったことが理由であるとしている。また、「友人入居可」との記載は提携業者が無断でしたことであるとしている。

大阪市は、禁止にも様々な方法があり、条例制定だけではないし、どんな方法を採用するかは裁量がある、差別禁止法規の制定は、地方自治体ではなく、国法によって行われるべきものである、と主張している。

現在の状況及び考察：2007年3月13日、被告のマンションオーナーとの間で和解が成立した。

入居拒否したマンションオーナーとの間で 民族差別であることを認める 本人に明確に謝罪する 和解金100万円を払うという内容で合意した。

民族差別をめぐる裁判で和解が成立したのは初めてのことである。

一方、すでに住宅差別についての判例が確定し、差別禁止に取り組むべき行政当局がなんら対処措置を講じていないことは、行政不作為であり、その責任は免れないとし、大阪市の損害賠償を求めた裁判は継続している。

備考：2006年3月27日「康由美弁護士入居差別裁判を支援する会」が発足された。

同会では、住宅差別撤廃を求める署名約4万名分を提出し、大阪市に対応を求めた。

### 3.5 京都入居差別事件(李禎美さん)

事件発生日：2005年1月24日

入居拒絶者：家主

事件の詳細：2005年3月末に仲介業者に敷金・礼金などを支払い、入居直前の4月8日に「外国人登録証明書」を提出したところ、家主から契約を拒否された。

裁判の有無：有り 判決日 2007年10月2日

原告と提訴相手：原告は李さんだけではなく、李さんが勤務するV株式会社(以下「原告会社」とする。)も原告となっている。

提訴相手は、家主と仲介業者であるE株式会社(以下、「仲介業者」とする。)

判決の争点：

賃貸借契約は成立していたか。

家主が本件物件の賃貸を拒絶した理由。

家主の責任原因。

仲介業者の責任原因。

判決結果：争点 については、「本件物件の賃貸借の借主となる原告会社が仲介業者を通じて貸主となる被告(家主)に対して本件契約書と本件必要書類を提出したが、最終審査の段階で、被告(家主)が本件物件を原告会社に賃貸しないこととして本件契約書の賃貸人の名下に押印をしなかったため本件契約書が完成していないのであるから、本件賃貸借契約が成立していないことは明らか」とし、契約は成立し

ていないとした。

争点 については、「被告(家主)は原告が日本国籍ではなかったことを理由に、本件物件を原告会社に賃貸しなかったものと認められる。」そして、「原告は被告(家主)が本件物件を原告会社に賃貸しなかったのは、原告が韓国籍であったからであると主張するが、被告(家主)が様々な国籍が考えるなかで、殊更韓国籍であることを理由に本件物件を原告会社に賃貸しなかったことを認めるに足る証拠はない」とし、入居拒絶の理由として「韓国人」だからではなく、「外国人」であるからと結論づけた。

争点 については、「本賃貸借契約は成立していないから、本賃貸借契約を前提として、被告(家主)が債務不履行責任を採用することはできない」とした後、「本件賃貸借契約は原告を入居者として予定していたのであり、その原告が日本国籍ではないことを理由に、被告が本件物件を原告会社に賃貸しないこととしたのであるから、被告は原告に対し、不法行為に基づき、原告の損害を賠償する責任を負うものというべきである」とした。

争点 については、「賃貸借契約の締結を仲介するにあたり、入居予定者の国籍を確認し、入居予定者が日本国籍を有していなかった場合には、賃貸マンションの所有者が国籍を理由に入居を拒む意思を有しているか事前に確認すべき注意義務を負っていたと主張するけども、当事者が特約を設けた場合は格別、そうでない限り、仲介業者にはそのような注意義務を負わないものと解するのが相当である。賃貸マンションの所有者が、もっぱら入居申込書の国籍を理由に賃貸借契約の締結を拒むことは、およそ許されないからである。」とし、被告仲介業者の不法行為に該当する行為を認めることはできないとした。

考察： 入居拒否の理由が「韓国人」だからではなく、「外国人」だからとしたうえで、「合理的な理由」がなく契約を拒んだのは信義則に反するとして、民法の不良行為責任に基づき損害賠償を被告に求めた。

判決が信義則違反を認めたのは、大阪での事件同様、原告がすでに手付金を払っていたため、この段階にいたれば、単なる第三者に対するものよりも、それ以上に信義則が支配するという民法上の理論に基づいている。

## 4. 考察

### 4.1 司法の流れ

3.1で述べた93年の大阪高裁の判決によれば、国籍を理由とする入居拒否には合理的な理由はないとし、家主に損害賠償を求めたが、この判決は憲法や諸条約の適用を否定し、信義則違反による損害賠償を認めただけの判決ともいえる。

そんななか、3.2で述べた2006年の尼崎入居差別の判決で、私人間の入居拒否の事例に憲法14条違反が初めて認められたことは、ひとつの大きな進歩である。

このような司法の流れについて考えると、社会情勢が変わったことが要因のひとつとして挙げられる。80年代の指紋押捺拒否事件から、外国人といっても、在日朝鮮人のような「定住外国人」もいるというような議論がなされ、外国人の中でも「定住外国人」には、より日本人に近い処遇をすべき、という考え方が現れたといえる。

また、従来は民間同士の契約の場合、「私的自治の原則」に基づいた消極的な判例が多かったが、外国人の入店拒否問題\*12などで国籍差別を不法行為と認定するケースも目立ち、裁判所の見解も変わっ

てきたのではないかと考える。

#### 4.2 監督官庁の責任問題について

いずれの裁判においても監督官庁による「宅地建物取引業法」の監督業務違反の責任が問われていない。

大阪入居裁判事件では、大阪府を被告として、「仲介業者が不当な入居差別を行わないよう宅建業法に基づき指導、監督する義務を怠った」と主張したことで、直接入居差別をした家主への「指導、監督する義務」ではなく、仲介業者や不動産業者への「指導、監督する義務」を言及した。しかし、大阪地裁の判決では、「宅地建物取引法でいう“取引の公正”は経済的側面に限られる」とし、差別問題については同法を根拠に指導や処分の権限を行使することはできないと結論づけた。

宅地建物取引法の「取引の公正」(第1条目的)には、単なる経済的公正だけではなく「社会的公正」をふまえたものが求められる。「安心して暮らせる住生活」を憲法25条の生存権にかかる基本的人権としてとらえ、「居住権は人権である」という考え方に立って「公正」の概念を捉えなおすべきである。賃貸人(家主)に比べて取引上弱い立場にある、賃借人(入居者)の側に比重をかけて取り扱うのが、結果として「公正」の確保につながるのではないか。

主な都道府県における監督官庁となる担当部署を添付文書7.2に書した。

#### 4.3 事件から裁判への道のり

今回取り上げた入居差別事件では、5つの事件のうち4つの事件で民族差別による入居拒否を不服として提訴し、裁判へと至ったが、裁判を起こすということとはたやすいことではない。そこには、共に問題解決に取り組む「支える会」などの支援団体の存在が大きく関わっているといえる。共に取り組む仲間がいることで、支援の輪が広がり、より多くの人に事件の不法性を知ってもらえ、何より原告となる方の心の支えとなる。

また、裁判の費用も軽視できない。通常の裁判では弁護士費用として、弁護士事務所や取り扱う事件の規模により金額が異なるが、大方何十万の委託金が発生し、その資金調達に苦勞する。今回の4つの裁判では主に人権問題を専門的に取り扱う弁護士に協力を依頼しているので、通常より安価で済んだが、すべてのケースにおいてこういった裁判になるとはいえないなか、裁判費用の工面も事件から裁判へと踏み切る障害になっている。

また、今回本論文を作成するにあたり、大阪弁護士入居差別事件の当事者である康由美弁護士に直接お話を聞くことができた。康さんのお話によると、事件発生から裁判に踏み切るまでにとっても悩み、時間をかけて考えた末、重い腰を上げて提訴に至ったそうだ。弁護士である康さんの発言に驚いたことを覚えている。

以下、陳述書に基づき書する。

康さんが入居拒否を受けた2005年1月は、康さん自身が弁護士として新しい生活が始まったばかりで、緊張感と慌しさの連続だったこともあり、自分が差別される対象であることから目を逸らしたかった気持ちもあったという。康さんが民族差別にあったのは今回が初めてではなく、学生の時にも入居拒否にあっていて、他にも「朝鮮人」として受ける苦痛を目の当たりにしていた。

また、今回直接入居拒否をした家主が高齢の女性であったこともあり、弁護士である康さんが提訴す

ることで、世間からバッシングされる恐れも懸念したという。驚くことに、日本人弁護士の中には、今回の入居拒否が不法ではないのではないかと唱える人もいたという。こういった状況から、康さんはまず仲介業者の店長に事実確認を行い、被告に内容証明を送った。ところが家主は「ファミリー物件だったから」と拒否理由を変え、民族差別である入居拒否を認めず、謝罪の意思がないことがわかった。そこで家主と直接会うことになったのだが、あからさまに自分を差別し、後で違う理由を言っておまかせ人間と面と向かうのがとても苦痛だったという。そこで、もう提訴するしかないと思ったが、提訴したところで家主はきっと『朝鮮人にひどい目にあった』としか思わないだろうし、それに同調する日本人も出てくることも懸念した。

こういう状況がいつまで続くのか。どうしてやっとの思いで声をあげたものが、そこまで言わなくてもいいのではないかと責められるのか。裁判を起こすことで差別をすれば何らかの制裁があるのだというメッセージを送ることができると思い、ようやく提訴に踏み切ったのだ。1月に事件があり、提訴するまで、およそ10ヶ月の年月が過ぎていた。

こうして、事件があってから様々な困難と葛藤を乗り越えて実現した裁判であることを、忘れてはならない。

## 5. 入居差別問題解決にむけて

### 5.1 差別根絶に向けての取り組み

#### 5.1.1 差別意識根絶に向けて

以前は「朝鮮人お断り」という露骨な差別がまかり通っていた。しかし、世界が人権擁護を叫び日本が前述の規約や条約を批准したことなどにより日本人の間に「あからさまな差別してはいけない」という意識が芽生えたようで、最近では仲介業者が最初から外国人には仲介しないなどの「あからさまではない」差別が行われている。表面的には差別などないかのように見えても、実際にはより巧妙かつ気付かれにくい形で存在しているのである。そのため在日外国人は差別されていることに気付にくく、「外国人だから制約を受けるのも仕方ない」と考えてしまうようだ。しかしこれまで見てきた外国人の権利を鑑みればそのように考える必要はまったくないため、このような外国人の意識は変えられなければならない。

また意識の問題を考える際に、メディアの影響についても言及すべきだろう。インターネット上には、外国籍を理由とする入居拒否が違法ではないとうたっているウェブサイトもある。<sup>\*13</sup> そのひとつが外国人留学生のために法律に関する説明を載せているサイトだが、そこには「外国人であることを理由にした契約拒絶は、違法な場合と違法でない場合の両方があります。…大家と借主の契約は1対1の信頼関係に基づいた継続的な性質を持つ強い契約です。この契約の性質を考慮すると、誰を借主にするか自由に決められる大家の権利が優先されるでしょう。よって、違法とはいいいくいでしょう。」とあり、憲法違反になるのではという意見については「憲法は基本的に国や公共団体と私人との関係について定めたものです。…大家と借主のような、私人間の関係には適用されません。」としている。このウェブサイトは2006年に新しいバージョンができ、そこには上のような記述はない。しかし、旧サイトの閲覧は現在でも可能である。旧サイトを訪れた人、特に対象である外国人はこれを見て、私的自治の原則は憲法より優先され、家主にすべての権限があると思うだろう。国籍を理由とする入居拒否は憲法

14 条違反であるという判例があるにも関わらずである。正誤を問わず情報が氾濫している中でそれらを取捨選択していくことは容易ではなく、この旧サイトの情報を鵜呑みにする人が出てくる可能性は大いにありうる。これは先ほど述べた外国人側の意識を強くすると同時に、日本人にゼノフォビアを肯定する意識を持たせることにつながるのではないか。それを防ぐには一つ一つ正していくことが必要だと考え、私たちは 11 月 4 日にサイト運営者にメールを送り、旧サイトの内容訂正を求めた。添付文書 7 . 3 にその抗議文を書いた。

差別は個人の人格ではなく属性に対して行われ、あからさまに相手を傷つけるというより、無意識のうちに行われている場合が少なからずある。差別は被差別側でなければ気づきにくく、特に日本は長い間単一民族であり続けようとしたことも関係してそう言えるだろう。差別が何かを分かっている人や差別をしている意識が薄い人に「差別はやめましょう」と啓発しても意味がない。この日本人の意識の低さと、そこから起こる外国人差別、それを知らない人の多さが悪循環となっており、これを社会全体の問題として捉えるには特に国や行政などの取り組みが必要となってくるのである。

### 5 . 1 . 2 国へのアプローチ

2 . 1 . 4 でも述べたように、国際人権規約や条約を直接引用した判例が少なく、また、判例主義である裁判所も憲法のみを使用している判決が多いことから、日本が自ら批准した国際条約を遵守しているとは言いがたい現状がある。そこで、2 . 1 . 1 で述べたように、まずは国際人権 B 規約の第一議定書を批准、個人通達の権利の保障を求め、委員会への通達が可能になることで、委員会からの日本への条約遵守の指導が強化されることが望まれる。

しかし、国際人権 B 規約の批准を求めることは容易なことではない。それよりも、2 . 1 . 4 でも述べたように、日本国内の実務家の国際人権法の判断が、本来の趣旨に即した判断に達することで、日本国憲法ともあいまってさらに強力な人権擁護につながることから、日本国内の実務家の教育を見直さなければならない。

また一方で、日本の現状の憲法にも限界性を感じる。それは、14 条で「すべての国民は、法の下に平等であって、人種...により...差別されない」と書いてあるものの、それによる処罰化は民法 709 条を適用するしか術がないからある。

そこでひとつの理想的な法の制定として、大韓民国(以下「韓国」と略記)での差別禁止法の制定についてみたいと思う。

2007 年 9 月、韓国政府は差別禁止法の制定案をまとめた。\* 14 この禁止法が網羅している範囲はかなり広く、性別や障害、病歴、年齢、出身国、出身民族、人種、肌の色、出身地域、容姿などの身体条件、婚姻や妊娠、出産の有無、家族構成、宗教、思想・政治的な意見、犯罪の前歴、保護処分、性的指向や学歴、社会的な地位などを理由に、雇用や財貨・サービスなどの供給と利用、教育機関での教育や職業訓練、法令・政策執行などにおいて、特定の個人者集団を分離・区別・制限・排除したり不利に待遇する行為を差別とみなし、禁止している。差別による被害者やその事実を知る人は韓国の国家人権委員会に訴え出ることができ、裁判所はこの法に基づき差別中止命令など適切な臨時措置を取ると同時に、差別の中止、損害賠償などの判決を出すことができる。この差別禁止法は国家人権委員会が政府立法を勧告したことを受け進められてきたもので、制定することによって社会的な弱者やマイノリティに対する差別を減らす効果がある。日本国憲法 14 条のような漠然とした差別禁止条項と違って、この法律を用いることで差別されたと感じた側が強く訴えることができる。国際人権規約や人種差別撤廃条約

を批准している日本も、このような本当意味での「差別撤廃」のための憲法改正が求められる。

### 5.1.3 行政へのアプローチ

3.4で述べた大阪弁護士入居差別事件では、監督官庁である大阪府ではなく、大阪市を被告としている。3.4の原告側の主張で述べたとおり、「各締約国」には、公権力を担う地方公共団体も含まれ、入居拒否が野放し状態にある現在、差別を終了させるには、「すべての適法な方法(状況により必要とさせるとき、立法も含む)」に該当する差別禁止条例制定しか方法がないと原告は主張している。大阪市には生野区を筆頭に多くの在日朝鮮人が生活する特色があるなか、差別の「禁止」にむけての条例を制定すべきである。この要望に関しては、署名をつのるなど、入居差別に限らずあらゆる差別根絶にむけてのアプローチができる。今も続く康由美弁護士の裁判の行方に注目する。

また、神奈川県川崎市には入居差別是正への公的システムとして、川崎市が身元保証人になるという「川崎市住宅基本条例」が2000年4月から存在する。<sup>\*15</sup> これは、外国人や高齢者、障害者などが民間賃貸住宅入居に際して制約を受けないようにするため、公的保証人機構を設立したものである。直接的な差別禁止のための条例ではないが、「川崎市外国人市民代表者会議」からの提言を受けて、市当局で検討してきた総合的な入居差別是正サービスであることと、全国でも初めてのケースであることは評価でき、全国の市町村でもこのような差別是正のための総合的な施策を盛り込んだ条例制定を求め続けるしかない。

### 5.1.4 不動産業界(仲介業者を含む)へのアプローチ

外国人であることを理由に入居拒否をするほとんどのケースは仲介業者ではなく、家主の意思であるケースが多かったが、「合理的な理由」がなく入居拒否をする家主に対し、仲介業者は撤回を求めて働きかける義務がある。(尼崎入居差別事件の判決でも言及している。) しかし、仲介業者が入居希望者に記入を依頼する「入居申込書」には「国籍」欄や「住民票 有・無」欄を設けているケースがあとをたたない。

そこで、兵庫県では「本籍・国籍は記入する必要はありません」「保証人は国籍を問いません」などと記入した「入居申し込みカード」(A4版)を作り、県内の不動産業者(約6400業者)にこの統一した様式を使うように呼びかけた。<sup>\*16</sup>

また、奈良入居差別事件があって以降、奈良県では「確かな人権感覚を」というリーフレットを作成し、不動産業者の窓口に設置し、家主がきたら趣旨説明をしたうえで持ち帰ってもらうように業者に依頼した。<sup>\*17</sup> このような働きかけは活動範囲が広範な分、個人単位で動くことはとても難しい。また、各都道府県単位で問題を深刻に受けとめ、独自で解決にむけた働きかけたとしても、地域による差が生じれば意味がない。

そこで解決策として、全国に存在する不動産会社や仲介業者を取り仕切る「全日本不動産協会」<sup>\*18</sup>へ協力を募ることがあげられる。「全日本不動産協会」は、業界最古の歴史を誇る不動産協会の全国組織であり、社団法人全日本不動産協会及び社団法人不動産保証協会によって運営されている。しかし、全国的に網羅されているこの「全日本不動産協会」への差別禁止の啓発の要請は、地域差なく広範な啓発につながるが、会員に指導する「義務」がないため、画期的な解決策とはいえないのが現状である。

## 5.1.5 外国人入居差別根絶に向けての全国的な「総合支援センター」を設置することについて

5.1で述べたとおり、ほとんどの差別は故意のものではなく、後天的なものである。「百年河清を待つ」という言葉があるが、このような性質をもった「差別」がなくなることはなく、かえって差別はより巧妙に、かつ気付きにくいものになっている。

本論文執筆にあたり、様々な入居差別の現状を目の当たりにし、差別根絶に努めたい、そして、もう二度と同じような入居差別があってはならないと思い、解決策を考えた。それが5.1.1から5.1.4で述べた、国・行政・不動産業者、そして市民への具体的なアプローチであったが、どれも個人単位で動くには無理難題である。まず、実際に動く組織力が決定的に不足し、広範に、そして継続的に行うには、どうしても中心となる組織が必要である。

現在の日本には後の5.2で述べるように、様々な外国人サポートシステムがあるが、事件があつての補助的なサポートを斡旋しているのみで、事件の真相究明への裁判の支援など、問題の根本的な解決のための活動を行っている団体は少ない。また主に在日朝鮮人の人権問題を扱う団体は、直接的な問題解決のための活動を積極的に行っているが、このような人権問題を扱う団体で、在日外国人を対象とするものはほとんどない。

そこで、前者と後者の短所を補う、全国的に網羅され、かつ在日外国人の問題解決のための活動を行う活動団体の設置が理想的だと考える。このような外国人差別根絶にむけての全国的な「総合支援センター」の設置により、入居拒否による差別根絶のための確実な一歩となるだろう。

## 5.2 間接的な解決策としてのサポートシステムの実態と課題について

### 5.2.1 外国人のための住まいのサポートシステムの現状

残念ながら日本には人権問題に対応する公共の窓口はほとんど整備されていない。法務局に人権擁護局という窓口があるが、ほとんどが当事者への注意にとどまっていて、実行力のある指導ができていないのが現状である。

そんななか、神奈川県には全国で唯一外国人の住まいのサポートセンターがある。「かながわ外国人すまいサポートセンター」\*19 では、外国人に住まいを仲介する不動産業者の紹介、入居後に言葉や習慣の違いによる外国人と家主・不動産業者とのトラブルに関する相談などを行い、8ヶ国語での通訳も翻訳も行っている。もっとも注目すべき点は、このサポートセンターで行われている外国人居住支援ネットワークは不動産業界団体(宅建業界・全日本不動産本部)、民族団体(総連・民団など)、NGO・NPO及び行政によって構築されていることである。

全国からの相談を承る外国人サポートセンターとしては、東京都にある「特定非営利活動法人在日外国人情報センター」(以下、「ICFJ」と書す)があげられる。「ICFJ」では、在日外国人を対象とした相談窓口を定期的に無料で開いており、法律相談、国籍・ビザ・結婚相談、起業相談、労働関係相談、人権相談などを取り扱っている。他にも在日外国人向けメディアに対する行政情報等の配信やボランティア等の活動の場の提供および活動協力なども行っている。

1995年1月に設立したICFJは、2006年11月3日に「座遊(the-you)」という外国人専用の不動産管理コンサルティングを設立させた。在日外国人が安心して日本に居住できるように、そして、在日外

国人の住宅問題を解決すると同時に、家主の物件の資産価値向上・維持を目的とした全国的な会社であり、外国人の住宅問題を早期解決するために『在日外国人の実態』と『在日外国人の住宅問題の対処編』をサイト上で公開し、情報を共有している。\*20

## 5.2.2 在日朝鮮人のための住まいのサポートシステムの現状

在日外国人の人権問題を主に扱う団体として、兵庫県には兵庫在日外国人人権協会があるが、在日朝鮮人の人権問題を扱う団体として、全国的に網羅されている総連と民団がある。

全国にある総連の各支部では、「(地区名)同胞生活相談総合センター」(以下、「生活相談センター」と略記)という窓口になり、在日朝鮮人のあらゆる相談に答えている。この「生活相談センター」は、徐々に全国規模となり、兵庫県下では1996年に設立され、2001年にはほぼすべての支部に看板が掲げられた。この「生活相談センター」では近年入居差別による相談は寄せられていないが、兵庫県下の場合、震災による立ち退き交渉の問題や、区画整理や再開発事業に伴う立ち退き問題など、「住む」上で重要な事項についての問題の相談が数多く寄せられている。その他、冠婚葬祭や戸籍の問題、生活保護の問題など、人々のライフスタイルに大きく関わる諸問題の相談を受けつけ、ともに解決へのプロセスを考える在日朝鮮人同胞の相談所になっている。

民団では、兵庫県の民団本部内に、在日外国人を対象にした入居差別110番(078 371 3010)を設置している。\*21

## 6. 終わりに

在日外国人、特に我々在日朝鮮人を取り巻く社会問題が多く存在するなかで、入居差別の問題に取り組むようになり、改めて自分達一人一人に向けられた「無意識的な差別意識」そして、「苦痛」というものを実感させられた。今回の入居差別事件は決して自分の身に起こったことではないが、「在日朝鮮人」が差別されたことにより、自分達が差別されたのと何ら変わりはない。「住む」上で差別される入居差別の実態を目の当たりにし、地域社会そのものからの排除といっても過言ではない自分達の問題解決にむけて、論文のための論文で終わらせたくないという思いが日に日に高まった。

しかし、現実的に自分達個人にできることは、今も続く裁判傍聴に足を運んだり、氾濫する情報の中で、誤った、あるいは差別を肯定する情報源に抗議をしたり、行政への要請を求める署名活動を片っ端からやりとげるくらいの地道なことに過ぎないと考えれば、何か原点に戻ったような気がしてならない。それは、こうした個人単位でできる地道な「行動」が、点が線となりやがて面となるように、社会に影響を及ぼすと考えるからである。社会で生きる以上、何をするにも一人ではできない。だからこそ、その面となるための点となり、線となる同志を呼び集めることが必要だ。それが留学同活動であり、在日朝鮮人運動であり、この地球上で「抑圧されるもの」がいなくなる世の中を築くことだろう。

「自分ひとりを変えるのも本当に難しいのに、社会を変えるというのはとてつもなく困難なことである」とおっしゃった康由美さんの言葉を胸に、本来あるべき社会構築に向けて、継続的に「行動」を起こし続けたい。

## 7. 添付文書

### 7. 1 「質問と要請」書

- 一、県内の在日朝鮮人に対する入居差別の実態をどのように把握しておられますか。
- 二、県内に入居差別の実態が存在することについて、県政の責任者としてどのようにお考えになりますか。
- 三、県内から入居差別を根絶するため、不動産業者・不動産業者団体への指導をどのようになされていますか。
- 四、入居差別の原因になっている家主の意識を変えるために、どのような施策をされていますか。
- 五、在日朝鮮人に対する入居差別をなくすための県行政全般にわたる総合的な取り組みの計画を明示して下さい。
- 六、今回のように、在日朝鮮人は人権侵害を受けた時に県行政の中で、それに対する担当部署はどこですか。

これに対する県の回答は以下の通りである。

- 一、把握していない。今後、入居の不合理について相談に来てもらえるような体制作りを考えている。
- 二、歴史的経緯によって生み出された民族的偏見や差別が根強く存在する、今回の入居問題もその現れと考える。
- 三、奈良県宅地建物取引業協会の研修会などにおいて、人権尊重の重要性を認識した対応を要請。
- 四、昭和 63 年制定の「同和問題に関する県民啓発活動の基本方針」による啓発のありかたに検討を加えながら、長期的展望で積極的な啓発活動を推進する。
- 五、「国際社会と日本人の人権感覚」を啓発内容に取り入れ、人権擁護の国際的潮流や地域の生活・文化・歴史と結びつけた啓発内容をくみため、人権や差別についての確かな認識と鋭い感性の涵養によりいっそう努める。
- 六、民生部社会福祉課を相談窓口(調節機関)として、人権侵害の内容により関係課と連携して対応。

### 7. 2 各都道府県の監督官庁となる担当部署

今回は、入居差別事件を取り上げた関西の 4 都道府県と、入居差別事件の事実が確認されている関東の 2 都道府県の担当部署をまとめた。

大阪府：大阪府住宅まちづくり部建築振興課

<http://www.pref.osaka.jp/kensin/index.html>

兵庫県：県土整備部まちづくり局都市政策課

[http://web.pref.hyogo.jp/org/org\\_wd20.html](http://web.pref.hyogo.jp/org/org_wd20.html)

京都府：京都府土木建築部建築指導課

<http://www.pref.kyoto.jp/soshiki/detail/167.html>

奈良県：奈良県民生部社会福祉課

[http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki\\_honbun/k4010136001.html](http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k4010136001.html)

東京都：東京都都市整備局

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

神奈川県：県土整備部建設業課（宅建指導班）

<http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kendo/0707/>

### 7.3 外国人を理由とする入居拒否を違法ではないとするサイトへの抗議文

11月4日、参考文献\*13のサイトで記載された事項について（5.1.4参照）、意見募集先に指定してある <mailto:www-admin@ocn.ad.jp> へ抗議文を送った。その抗議文を以下に書する。

旧サイトにおいて、「外国人であることを理由にした契約拒絶は、違法な場合と違法でない場合の両方があります。…大家と借主の契約は1対1の信頼関係に基づいた継続的な性質を持つ強い契約です。この契約の性質を考慮すると、誰を借主にするか自由に決められる大家の権利が優先されるでしょう。よって、違法とはいいいにくいでしょう。」とあり、憲法違反になるのではという意見については「憲法は基本的に国や公共団体と私人との関係について定めたものです。…大家と借主のような、私人間の関係には適用されません。」という記載があったが、この解釈は間違っています。2003年に尼崎で発生した在日朝鮮人の入居差別に関する裁判では、2005年の大阪地裁の判決において、「国籍を一つの理由とするもので、憲法14条1項の趣旨に反する不合理な差別であり、社会的に許容される限度を超える違法なものというべきである。」（第二審判決）とあり、憲法14条違反を明確に指摘しています。

このことを知ってか知らずか、2006年に新しいバージョンになって以降サイトには上記の文言が存在しません。しかし、旧サイトの上記の文言が掲載され、今も閲覧できる状況にある以上、上記の文言について訂正を願います。旧サイトを訪れた人、特に対象である外国人はこれを見て、私的自治の原則は憲法より優先され、家主にすべての権限があると思います。誤った解釈のサイトへの掲載は多面的に悪影響ならず、日本におけるゼノフォビアを肯定するような上記の文言は、差別される側の意識をも変えてしまう危険性も孕んでいます。どうか、速やかに訂正あるいは、旧サイトを消去願います。

## 8 . 参考文献

### \* 1 入国管理局

<http://www.immi-moj.go.jp/>

\* 2 外務省 『人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>

\* 3 日本居住福祉学会 公式ホームページ

<http://www.geocities.jp/housingwellbeing/link/declar.htm>

\* 4 『憲法 新版』野中俊彦 有斐閣 1997 年

\* 5 『国際人権と日本』第二東京弁護士会人権擁護委員会編 悠久書房 1988 年

\* 6 条約直接適用判例 平成14年1月17日 東京地裁

[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2002\\_30.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2002_30.pdf)

\* 7 『条約の国内適用可能性』岩沢雄司 有斐閣 1985 年

『国際人権法入門 - 国連人権NGO の実践から - 』戸塚悦朗 明石書店 2003 年

\* 8 マクリーン事件(最判昭和53.10.4 民集32 巻7 号1223 頁)

判時 903 号 3 頁参照

\* 9 『外国人の法的地位 - 国際化時代と法制度のあり方』畑野勇 信山社 2000 年

\* 10 最判昭和 39.11.18 刑集 18 巻 9 号 579 頁参照

\* 11 三菱樹脂事件(最判昭和48.12.12 民集27 巻11 号1536 頁)

判時724 号18 頁参照

最高裁判所(三菱樹脂事件判決文)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/4ADDD484359E750449256A8500312145.pdf>

\* 12 静岡地裁浜松支部平成11(1999)年10月12日判決

(平成10(1998)年(ワ)第332号損害賠償請求事件)

<http://members.at.infoseek.co.jp/transnews/hamamatsu.htm>

\* 13 住宅についての相談 住宅ページ 1

<http://www17.ocn.ne.jp/~lgis/contents/housing01.htm>

\* 14 YONHAP NEWS

<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2007/09/11/0200000000AJP20070911001900882.HTML>

\* 15 民団新聞 2000年2月23日発行

[http://mindan.org/shinbun/000223/topic/topic\\_f.htm](http://mindan.org/shinbun/000223/topic/topic_f.htm)

\* 16 朝日新聞朝刊 2000年4月13日 3社面 29ページ

\* 17 クロスカルチャー雑誌「sai」Vol. 52 KMJ 大阪国際理解教育研究センター 2004 年

\* 18 「全日本不動産協会」

<http://www.zennichi.or.jp/index.php>

\* 19 「かながわ外国人すまいサポートセンター」

<http://www.sumasen.com>

\* 20 「座遊(the-you)」

[http://www.the-you.com/page\\_1166170627578.html](http://www.the-you.com/page_1166170627578.html)

\* 21 朝日新聞朝刊 1998年11月29日 兵庫面

- \* 『民法 債権各論』内田貴 東京大学出版会 1996 年
- \* 最判昭和39.7.28 民集18 卷6 号1220 頁参照
- \* 『外国人をめぐる行政の現状と課題』総務庁行政監察局編 大蔵印刷局 1992 年
- \* 『来日外国人白書』 江橋嵩 田中宏 明石書店 1997 年
- \* K M J 研究センター
- \* 『外国人と法(第3 版)』 手塚和彰 有斐閣 2005 年
- \* コリアNGOセンター
- [http://korea-ngo.org/kyousei/5kyousei2\\_osaka.htm](http://korea-ngo.org/kyousei/5kyousei2_osaka.htm)
- \* 朝鮮新報 2007年1月27日発行
- <http://www1.korea-np.co.jp/sinboj/j-2007/01/0701j0116-00001.htm>
- \* 民団新聞 1998年12月2日発行
- <http://mindan.org/shinbun/981202/topic/syasetu.htm>
- \* 朝日新聞 2000年4月13日発行
- <http://database.asahi.com/jlibrary/simple/s-detail.php>
- \* 日本の民族差別 人種差別撤廃条約からみた課題 岡本雅享 明石書店 2005年